

長崎県土木部と意見交換会を開催

本会では、去る9月10日長崎県土木部部長以下幹部の方々と正副会長・各支部長との意見交換会を開催しました。

その席上、本会から次の事項について要望を行い、回答をいただいておりますのでお知らせいたします。

・鉄筋単価の取り扱いについて

【要望事項】

現在、鉄筋の単価が高騰しており、直接工事費が逆ざや状態となっている。県では、資材価格は積算時の価格を採用しているが、着工までにかかなりのタイムラグが生じ、その間の価格上昇分は、業者が負担することになる。そこで、資材価格について、国においては入札時における市場価格となっていることも考慮いただき、鉄筋の単価については、特殊単価扱いとして、受注月の建設物価と積算資料の平均単価を採用していただきたい。

なお、石油製品（ガソリン・軽油・アスファルト・重油）セメントについても同様の取り扱いをお願いしたい。

【回 答】

単価改定については必要な見直しを行いたいと考える。特に主要資材については動向を見据えながら必要な対応を行っていきたいと考える。業者への影響がなるべく最小限となる工夫に取り組んでいきたいと考える。

・建築工事関係について

【要望事項】

1. 公開参考数量内訳書を正式に設計図書としていただきたい

本件については、永年にわたりお願いしていることであるが、直接工事費プラス共通仮設費ぎりぎりの状況の中、数量に差が出たときは変更をお願いしたい。

【回 答】

数量については、公共建築数量積算基準に基づいて算出しているもので、必ずしも現場とは合わない場合がある。ただし大幅に違うということはないと思うし、あってはならないことだと思う。このためのチェックはしている。今後は、公開数量の位置づけ・考え方等についてお互いの共通認識を持つ必要があるため、建築設計事務所協会・建設業協会・県とで勉強会をしながら、いかに精度を高めていくかということについて検討したいと考えている。

【要望事項】

2. 公開数量について、積算の精度向上を図るため、積算士の公表をお願いしたい。

数量の違いは業者の生命線であるので、精度向上のため公表をお願いしたい。

【回 答】

数量についての最終的責任は県にあると考えるので、現段階で積算士の公表予定はない。

【要望事項】

3. 外注工事（各工種）における見積採用業者の公表をお願いしたい。

積算のスピードアップ、精度向上のため、事前に見積業者の公表をお願いしたい。

【回 答】

見積業者を公表することは、下請けを指定する形にもなりかねないと考えられるので、現段階では事前公表の予定はない。

【要望事項】

4. メーカー指定を同等品及び同等品以上とお願いしたい。

指定されると、比較見積が出来ずコストダウンが出来ないため、同等品及び同等品以上とお願いしたい。

【回 答】

基本的には、メーカー指定はしていない。そのようなことがあれば申し出ていただきたい。

・その他

【要望事項】

1．ワンデーレスポンスについて

非常に厳しい状況の中、工期延長は業者負担が増大するため、協議についての回答を速やかにお願いしたい。

【回 答】

大半の現場では速やかな対応を行っているとは報告を受けているが、全ての現場で対応がなされていないことは課題があると思う。

今後は、後から出てきた問題については回答期限を明確にするようにし、可能な限り現場の施工を止めない工夫をするよう今一度指導していきたいと考える。地方機関で話を受けてもらえなければ本庁へ相談いただきたい。

【要望事項】

2．三者協議について

工事着工前に、発注者・コンサルタント・施工業者の三者協議を行い、問題点を整理して着工させていただきたい。

【回 答】

基本的に今年度から、有効に機能するようなものについては行うようにしている。今年度は60件の工事で予定している。非常に有効と考えているので実施について指導していきたいと考える。

【要望事項】

3．一般競争入札における設計図書の有料配布について

離島の業者が本土へ、あるいは本土の業者が離島へ出向かなければ入手でき

ないが、これを何とか省力化していただきたい。ダウンロードあるいはCDの受取人払いで送付していただくようにしていただきたい。

【回 答】

基本的には希望に添えるような形で検討したいと考える。必要な経費は負担いただくということを前提に、協会事務局とも相談しながら可能な限り速やかに進めていく。

【要望事項】

4. 仮設材の運搬距離について

イ. 重量仮設物の運搬距離は、国土交通省の土木工事標準積算基準書共通編では、現場条件などを的確に把握して必要額を積み上げるとなっているが、本県の場合、長崎であれ諫早であれ、0～10キロで計上してあるようだ。

しかし、長崎県内に重量仮設物はなく、福岡・北九州から持ってきている。この点についていかがお考えか。

ロ. 重量仮設物が県内に無いという証明を出せば設計変更していただけるか。

ハ. その際、入札前に質疑書を出していなければ認めていただけないのか。

【回 答】

イ. 基本的には調達できる場所から必要機材を持ってくるのが原則と考えている。原則としては、設計段階で調達できる判断をした根拠があれば条件明示し、明示した条件と異なるような状況が出れば、それを確認し変更するということになると考える。具体的な話を教えていただき、指導しなければならないところは考え方を整理して地方機関に話をしたがいいのかなということも考える。

ロ. 発注機関と協議をお願いしたいが、スムーズにいかない場合は本庁の方へ相談いただきたい。

ハ. 応札前に質問されたことには対応する必要があるので、出来れば事前に質問しておいていただきたい。設計変更が可能かどうかはケースバイケースになるのではないかと思う。先ず発注機関と相談いただき課題が残るような内容についてはお知らせいただければ相談に応じる。